

退職後の健康保険加入のご案内

※ 健康保険組合や共済組合等の協会けんぽ以外に加入されている方は、各保険者にお問い合わせください。

退職後も保険診療を受けるためには、新たに健康保険へ加入しなければなりません。
次の3つから保険料や給付内容を比較検討のうえ、ご本人で選択された健康保険へ手続きする必要があります。
なお、**在職中の健康保険の資格は退職日まで**です。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きをすること（必着） 	<ul style="list-style-type: none"> お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください 	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の扶養条件を満たす必要があります。ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 退職前に控除されていた保険料を2倍した額になります ※保険料の上限あり（令和7年度の上限は標準報酬月額320千円） ※都道府県で保険料率が異なるため、在職中と退職後に加入する支部が異なる場合、2倍とならない場合があります 原則2年間変わりません（保険料率の変更等を除きます） ※被扶養者の保険料負担はありません 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります お住まいの市区町村により保険料額が異なります。 保険料の減免制度があります ※倒産、解雇、雇止などにより離職した場合は保険料が減免されることがあります 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の保険料負担は原則ありません

任意継続の加入期間

任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間となります。
ただし、次の理由に該当する場合は、2年を経過する前に任意継続の資格を喪失します。

- ① 被保険者の方が就職して他の健康保険等の被保険者資格を取得したとき
- ② 被保険者の方が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき
- ③ 任意継続被保険者でなくなることを希望したとき（申出の翌月1日で資格喪失※）
- ④ 毎月の保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- ⑤ 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ⑥ 被保険者の方が亡くなられたとき

※ ③における資格喪失日は、任意継続の資格を希望喪失する申出を協会けんぽが受理した日の属する月の翌月1日になります。

- 医療機関等での窓口負担は、在職中と同様の負担割合です。
- 退職後に傷病手当金および出産手当金の給付対象になるのは、任意継続の加入とは関係なく、在職中からの継続給付の要件を満たす場合に限りです。

任意継続 加入手続きの流れ

お住まいの協会けんぽ都道府県支部に、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を、**退職日の翌日から20日以内**（20日目が土日、祝日の場合は翌営業日）**必着**でお送りください。

任意継続被保険者資格取得の手続きについて、資格取得申出書の健康保険資格喪失証明欄（事業主記入用）への記載、もしくは事業主または公的機関が発行した退職日の確認できる書類を添付していただくことによって、任意継続資格取得の審査が可能です。

添付していただく場合の証明書（例）

事業主が証明した退職証明書写し、雇用保険被保険者離職票写し、資格喪失届写しなど

日本年金機構からの健康保険の資格喪失データの連携がなければ、任意継続資格取得の審査ができない。

退職者

① 任意継続資格取得申出書を提出（退職後20日以内）

⑤ 「資格情報のお知らせ」等の郵送

事業主

健康保険の資格喪失届を提出（退職後5日以内）

日本年金機構
事務センター
健康保険の
資格喪失処理

資格喪失データを連携

全国健康保険協会

② 受付

③ 日本年金機構からの健康保険資格喪失データの確認

④ 資格情報のお知らせ等の作成

証明書がある場合

日本年金機構からの健康保険の資格喪失データの連携を待たず、事業主が作成し、証明した退職証明書等を添付して全国健康保険協会に提出すれば任意継続資格取得の審査が可能となった。

退職者

① 事業主が作成し、証明した退職証明書等と任意継続資格取得申出書を提出（退職後20日以内）

④ 「資格情報のお知らせ」等の郵送

※事業主が証明した退職証明書と、追って日本年金機構から連携される資格喪失データに相違がある場合は、任意継続の資格記録の修正を行う。

全国健康保険協会

② 受付

日本年金機構からの健康保険資格喪失データ確認前でも発行が可能

③ 資格情報のお知らせ等の作成

※証明書等の添付がなくてもお手続きできますが、その場合は従来どおり日本年金機構からの情報を受けてからの審査になります。

健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行

- 令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、健康保険証として利用登録を行ったマイナンバーカード（マイナ保険証）で医療機関を受診していただく仕組みに移行しました。
 - 任意継続手続き完了後は、従来の健康保険証の代わりに「**資格情報のお知らせ**」が到着します。
 - マイナ保険証を利用できない状況にある場合※は、「**資格確認書**」が必要となりますので、「資格確認書交付申請書」をご提出ください。
- ※マイナンバーカードを所持していない場合や、マイナ保険証の利用登録を行っていない場合等

Q. 在職中の「資格情報のお知らせ」を破棄したので、資格取得申出書の記号・番号を記入することができません。どうすればよいですか？

A. お手元に記号・番号がわかるものがなく不明の場合は、空欄のままご提出いただいて構いませんが、お勤めだった事業所の名称及び所在地は必ず記入ください。

Q. 在職中に限度額適用認定証や特定疾病療養受領証の交付を受けていましたが、引き続き使用できますか？

A. 在職中とは健康保険の記号・番号が変更になるため、引き続きの使用はできません。
・「限度額適用認定証」→ マイナ保険証を利用できない方のみ、改めての手続きが必要です。
・「限度額適用・標準負担額減額認定証」（非課税等のとき）→ 改めての手続きが必要です。
・「特定疾病療養受療証」→ 改めての手続きが必要です。
なお、各申請書の健康保険記号番号の欄は、空白のままご提出ください。

被扶養者の方がいる場合に添付いただく書類

ご家族を扶養家族として手続きを行う場合は、収入条件等があり、収入確認できる書類等が必要です。
また、ご家族を扶養家族として手続きする場合はマイナンバーの記入が必要です。

■ 被扶養者になるための条件

- ◆ 被保険者の収入で生計を維持している三親等内の親族である。
- ◆ 年間の収入が130万円未満である。（60歳以上の方または障害厚生年金を受けられる程度の障がい者の方は、年間収入が180万円未満）

- ※ 別居の場合には、その方の収入を上回る仕送り額が必要です。（仕送り額の確認できる書類が必要）
- ※ 同居の場合は被保険者および被扶養者双方の住所が確認できる住民票が必要です。（在職時から引き続き被扶養者となる場合は省略可）
- ※ 被保険者と被扶養者の苗字が異なる場合は、続柄の確認できる戸籍謄本などが必要となります。（在職時から引き続き被扶養者となる場合は省略可）

■ 収入が確認できる書類（以下の例以外にも、生計維持を確認する書類が必要な場合があります。）

収入を証明する書類（所得証明書、非課税証明書）については、マイナンバーによる情報照会の実施を希望する場合、添付の必要はありません。なお、協会けんぽが照会した結果、所得情報を取得できない場合は添付書類の提出が必要になる場合があります。

無収入の方 （家事専業者、無職など）	市区町村長が発行する直近の所得証明書・非課税証明書
パート、アルバイトなどの 給与収入がある方	市区町村長が発行する直近の所得証明書・非課税証明書、源泉徴収票（写） 勤務先の給与証明書のいずれか
年金収入のみの方	1年間に受給する金額が記載されている年金額改定通知書、 または年金の振込通知書（写）等の書類のいずれか
自営業や農業、不動産収入 などがある方	直近の確定申告書（写）
会社を退職された方	会社を退職したことを証明する離職票（写）など
失業給付等を受給中の方	雇用保険受給資格者証（写） ※ 日額3,612円未満、60歳以上の方は日額5,000円未満の方が認められます。
大学生、専門学校生、高校 生（夜間除く）の方	16歳以上の学生は所得の証明書が必要です。
小学生・中学生 就学前の方	添付いただく書類はありません。

任意継続保険料の納付について

初回の保険料納付

任意継続資格取得受理通知書等をお送りする際に、納付書を同封しますので、納付書に記載している納付期限までに納付してください。

初回保険料が納付期限までに納付されなかった場合は、被保険者資格をさかのぼって取り消すこととなりますので、納付忘れにご注意ください。

- 保険料は、加入した月（退職日の翌日の属する月）から必要です。また、保険料は月単位で計算されるため、日割りでの保険料納付はできません。加入が月初めでも月末でも同じ1か月分の保険料を納付していただくこととなります。

なお、資格取得された月に再就職等で資格喪失になった場合は、1か月分の保険料がかかり、お戻しすることはできませんので、予めご了承ください。

『例1』 3月30日に退職したとき

事業所の健康保険を**3月31日**に資格喪失

健康保険任意継続を**3月31日**に資格取得

3月分から納付が必要

『例2』 3月31日に退職したとき

事業所の健康保険を**4月1日**に資格喪失

健康保険任意継続を**4月1日**に資格取得

4月分から納付が必要

毎月の納付期限 (2回目以降)

毎月の保険料は、月初めに送付される納付書で、その月の10日（10日が土日、祝日の場合は翌営業日）の納付期限までに納付してください。

- 正当な理由なく納付期限までに保険料を納められなかった場合は、**納付期限の翌日で資格を失うこととなります**のでお気を付けください。
- 月の5日頃までに納付書が届かない場合には、お手数ですが当協会までご連絡ください。
- 毎月納付のほかに「口座振替による納付」「前納（まとめ払い、割引あり）」があります。「資格取得申出書 記入の手引き」裏面に詳しい内容を記載していますので、参考にしてください。

Q. 事業所を退職したときに、給与から健康保険料が控除されていますが、二重払いではないでしょうか？

A. 事業所で控除された健康保険料と、任意継続健康保険料が二重払いになることはありません。保険料は加入した月分は必要ですが、資格を喪失した月（退職日の翌日の属する月）分は必要ありません。ただし、加入した月と資格喪失した月が同月の場合は、その月の保険料が必要です。

協会けんぽ健康保険任意継続の申請書のご提出やお問い合わせは、お住まいの協会けんぽ都道府県支部へお願いいたします。



全国健康保険協会 高知支部

協会けんぽ

〒780-8501 高知市本町4-1-24 高知電気ビル新館2階

☎ 088-820-6014 受付時間 8:30~17:15 (平日)

各種申請書・記入例は協会けんぽのホームページから印刷できます。

協会けんぽ 高知

検索

支部名	所在地	電話番号
愛媛	〒790-8546 松山市千舟町4丁目6-3 アヴァンサ千舟1階	089-947-2100
香川	〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル	087-811-0570
徳島	〒770-8541 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル7階	088-602-0250